

令和 5 年 度

第 4 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和5年度第4回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和5年7月28日（金）午後2時00分～午後2時15分

場 所：ユートピアくびき希望館 第三会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 長井 恒夫	2 番 綿貫 一成	3 番 竹原 よし子
4 番 古川 政繁	6 番 竹山 貞子	7 番 滝沢 記一
8 番 小山 一成	9 番 吉村 清正	10 番 五十嵐 隆一
11 番 笠原 浩一	12 番 長瀬 一成	13 番 新井 文雄
14 番 竹内 浩行	16 番 清水 増彦	17 番 高波 澄男
18 番 田鹿 敏行	19 番 中嶋 琢郎	20 番 篠宮 英樹
21 番 大島 伸一	22 番 飯塚 直人	24 番 松本 香

<農地利用最適化推進委員>

高橋 信夫	倉石 洋一	高島 信雄	片桐 清司
高島 真一	笠原 行夫	荻原 一昭	小林 政秋
白滝 光彦	横田 正美	平野 宏一	松苗 秀幸
和栗 正男	井部 慎一	藤村 鉄也	高橋 三登一
小山 貞衛	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一
平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜	細谷 正夫
伊巻 幹雄	上原 武	石野 一久	清水 康之
野村 しのぶ	福原 弥	高橋 浩一	長野 秋義
穂苅 靖男			

2 欠席委員

<農業委員>

5 番 橋本 春美	15 番 牧繪 雄一郎	23 番 佐藤 清繁
-----------	-------------	------------

<農地利用最適化推進委員>

野島 文昭	常山 哲夫	上原 孝
-------	-------	------

3 職務のため出席した事務局等職員

<農業委員会事務局>	事務局長	池田 忠之	副局長	金子 良仁
	次 長	松縄 浩一	主 任	中村 駿
<安塚区駐在室>	主 任	岩崎 賢恵		
<浦川原区駐在室>	主 任	春谷 政男		

<大島区駐在室>	主任	朝倉 一彦	
<牧区駐在室>	主任	古海 一夫	
<柿崎区駐在室>	主任	上田 良広	
<大湊区駐在室>	班長	新保 和巳	
<頸城区駐在室>	主任	閨間 邦明	
<吉川区駐在室>	副主任	江村 秀幸	
<中郷区駐在室>	副主任	加藤 岸子	
<板倉区駐在室>	副主任	上原 敏明	
<清里区駐在室>	副主任	中条 崇	
<三和区駐在室>	班長	橋立 理	
<名立区駐在室>	班長	高橋 利宏	
<農政課>	副課長	石田 博幸	係長 古澤 秀雄

4 付議した案件

<議事>

第1号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について

第2号議案 上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に係る意見について

第3号議案 上越市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について

<その他>

5 会議

<1 開会>

【副局長】 令和5年度第4回上越市農業委員会総会を開会します。
事前に送付した議案書の次第に従い議事を進めます。

<2 会長あいさつ>

【副局長】 古川会長が挨拶します。

【会長】 《あいさつ》

【副局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となり、会議を進めます。

<3 資格審査報告>

【議長】 3の資格審査です。

本日の出席状況は、在任委員数 24 名中、出席委員数 21 名で、半数を超えており、会議規則第 7 条の規定により総会が成立しています。

なお、農地利用最適化推進委員は、36 名中 33 名が出席しています。

< 4 議事録署名委員の指名 >

【議長】 次に、次第の 4、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。

議席番号 3 番の竹原よし子委員と議席番号 22 番の飯塚直人委員の両委員をお願いします。

< 5 議 事 >

【議長】 続いて、次第の 5、議事に移ります。

第 1 号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【松縄次長】 議案書は 2 頁をご覧ください。

市で策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更にあたり、市から当委員会に対して意見照会がありました。これから担当職員が変更内容について説明しますので、委員会としての意見をお願いします。

【古澤係長】 令和 4 年 5 月の農業経営基盤強化促進法の改正により、国や県の基本方針が変更され、それに伴い当市の基本構想も変更することになりました。

変更内容としては、農業者の確保と育成の考え方や関係機関の役割分担等について追加記載し、合わせて、今年度から始まる地域計画の策定に関する内容について新たに記載しています。

また、全体に渡って文言の整理も行っています。

なお、変更の時期は本年 9 月を予定しています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問をお願いします。

しばらく待ちましたが、意見や質問等がありませんので、採決に移ります。

基本構想の変更に対して「意見なし」としてよいですか。

(「異議なし」の声あり。)

【議長】 異議なしと認め、「意見なし」で回答します。

次に、第2号議案「上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に係る意見について」を上程します。事務局から説明願います。

【松縄次長】 議案書の3頁と資料4をご覧ください。

市ではオンラインで申請や届出等の行政手続きを行えるようにするための条例を制定し、今年の10月1日から施行することとしています。資料4はその条例(案)ですが、当委員会にもこの条例が適用されるため、市から条例の制定について意見照会がありました。

内容としては、申請や届け出、行政からの処分通知等について、個々の条例や規則で書面等により行うと規定されていても、この条例によりオンラインでも可能とするものです。

この条例が施行されても設備が整っていないため、すぐにオンラインでの手続きはできませんが、設備が整うのに合わせていつでも出来るようにしておこうということで、予め条例を制定するものです。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問をお願いします。

しばらく待ちましたが、意見等がありませんので採決に移ります。

第2号議案について、「条例の規定内容を適当と認め、同意する」としてよいですか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認め、「条例について同意する」と市に回答します。

次に、第3号議案「上越市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について」を上程します。事務局から説明願います。

【松縄次長】 議案書は4頁をご覧ください。

この規程は先ほどの条例の施行に関して必要な事項を規定するもので、第10条に「必要事項は市の機関等が定める」とありますので、市の機関等である当委員会が定めるものです。

資料5は上越市が定める施行規則ですが、市と市の機関等で統一性を

持たせるため、当委員会の規程も他の機関と同様に、市の施行規則の例によるという形で定めます。

なお、施行は条例の施行日と合わせて、今年の10月1日を予定しています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明に対して、意見や質問があればお願いします。

しばらく待ちましたが、意見等がありませんので採決に移ります。
第3号議案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認め、第3号議案を承認することに決定します。

<6 その他>

【議長】 続いて、6のその他に移ります。
事務局から何かありますか。

【松縄次長】 総会終了後、活動記録簿の記入上の留意点について説明します。

【議長】 事務局からは以上なのですが、皆さんの方から何かあればお願いします。

しばらく待ちましたが何もありませんので、以上で総会を終了します。
閉会の挨拶を長瀬職務代理がします。

<7 閉会>

【長瀬代理】 <<閉会のあいさつ>>